

# 鳥取県スポーツ顕彰要綱

## (趣旨)

第1条 スポーツの国際大会等において、優秀な成績を収めた者に対して表彰を行い、その栄誉をたたえるとともに県民の競技スポーツに対する意識の高揚と本県競技力の向上を図る。

## (表彰の対象)

第2条 前条の表彰は、次の各号のいずれかに該当する県民（県内に居住していた者及び県内にゆかりがある者を含む。）に対して行う。

(1) オリンピック、パラリンピック又はデフリンピック大会の8位以内に入賞（個人又は団体競技）した選手並びにオリンピック、パラリンピック又はデフリンピック大会の8位以内に入賞（個人又は団体競技）した競技の監督及びコーチ。

(2) アジア大会、ユニバーシアード大会又は競技別世界選手権大会等の3位以内に入賞（個人又は団体競技）した選手並びにアジア大会、ユニバーシアード大会又は競技別世界選手権大会等の3位以内に入賞（個人又は団体競技）した競技の監督及びコーチ。

(3) その他、顕著な成績を収め、知事が表彰することを適当と認めたもの。

## (表彰者)

第3条 表彰は、知事が行う。

## (表彰の方法)

第4条 表彰は、選手へスポーツ顕彰、監督及びコーチへスポーツ功労章の授与とそれぞれに記念品を贈呈することにより行う。

2 スポーツ顕彰及びスポーツ功労章は、表彰状とする。

## (表彰の期日)

第5条 表彰は、国際大会等終了後別に定める日に行う。

## (適用除外)

第6条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 鳥取県県民栄誉賞表彰規則にかかる県民栄誉賞の受賞対象に該当するもの。

(2) 鳥取県デフリンピック特別顕彰要綱にかかる鳥取県デフリンピック特別顕彰の受賞対象に該当するもの。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成4年8月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成26年3月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成27年5月27日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成29年8月2日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成30年10月9日から適用する。